

筆界確認等請求事件の和解につき議決を求めることについて

しもがさおちのい
(県道下笠大路井線における土地境界に係る筆界確認等請求事件の和解について)

1 訴訟の概要

事件番号 大津地方裁判所 令和6年(ワ)第341号筆界確認等請求事件
原告
被告1 (隣接地権者)
被告2 滋賀県 (道路管理者)
訴訟概要

本件は、草津市上笠二丁目にある原告所有地について、隣接する県道および民地との境界と所有権の確認を求めた裁判である。

この土地の境界の確認について難航していたため、原告が筆界特定制度を活用したが、解決に至らなかったため、令和6年7月12日に滋賀県と隣接地権者を被告として筆界確認等請求を提訴されたもの。

対象地：草津市上笠二丁目字神保町300番(原告所有)

境界の主張：原告主張・・・対象地は県道上にない。併せて民境界確定を主張。

：被告1(隣接地権者)主張・・・対象地は県道上にある。民境界は争う。

：被告2(県)主張・・・対象地は県道上にない。

参考：筆界特定制度の調査では「対象地は道路上にある」と結論付け。

2 訴訟の経緯

令和6年 7月12日 提訴 大津地方裁判所受付(同年9月25日 訴状送達)

令和6年 10月25日 第1回口頭弁論～令和8年4月24日 第12回弁論準備

令和8年 6月11日 第13回弁論準備：裁判所から和解の勧誘

令和8年 7月14日 第14回弁論準備：原告、被告1が和解に応じる意向を示す

【次回】令和8年10月22日 第15回弁論準備

3 和解案の要旨

- ・原告は、対象地(300番土地)を滋賀県に寄附し、滋賀県はこれを受納する。
- ・原告と滋賀県は、県道下笠大路井線北東側に敷設された道路側溝の北東側の線より北東側が原告の所有、南西側が滋賀県の所有であることを相互に確認する。
- ・滋賀県は公図訂正を行う。
- ・原告と滋賀県は、本件に関し、原告と滋賀県との間に、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 今後の方針

- ・議会の議決を得られれば、次回の弁論準備にて和解する。

<筆界特定制度>

筆界特定制度は、ある土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線(筆界)を、法務局(筆界特定登記官)が明らかにする制度。

5 概要

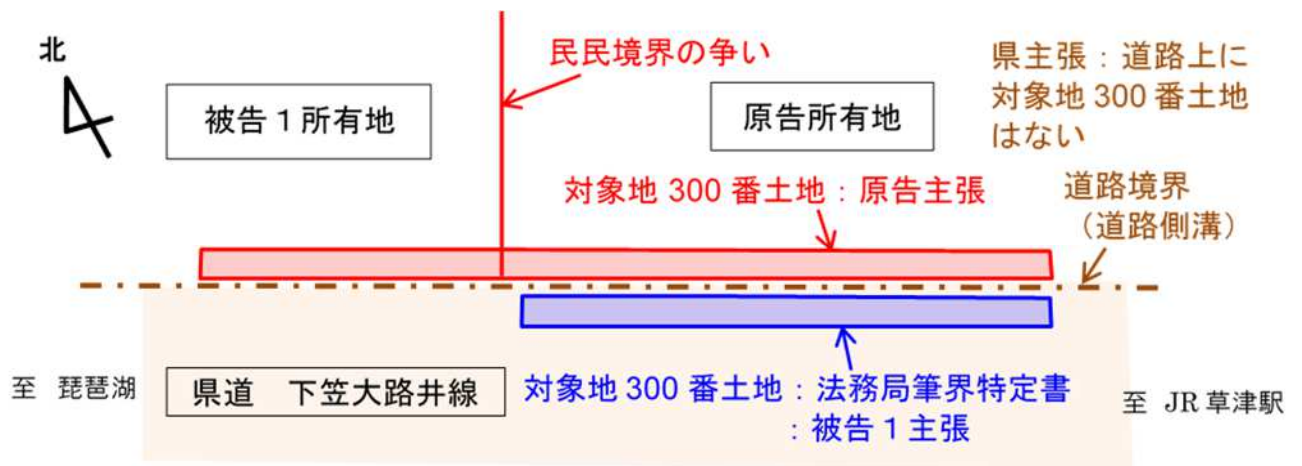
【位置図】



【現地写真】



【概要図（原告・被告主張）】



【概要図（和解案）】

